

持続可能な公営事業の構築にむけて ～法適用拡大・経営戦略・広域化に取り組む意義～

北海道大学大学院・公共政策学研究センター研究員

全国簡易水道協議会・経営アドバイザー

公益財団法人日本環境整備教育センター・評議員

総務省公営企業経営支援人材ネット登録

福岡県田川市参与

遠藤 誠作

(元福島県三春町企業局長)

E-mail:seisaku-e@zmail.plala.or.jp

平成31年4月24日

* 公共政策学:国民の生活を大きく左右する公共政策を改善し、社会問題の解決を図る新しい社会科学。

持続可能な公営企業を構築する際のポイント

○行政事務感覚で公営企業は経営できない

- 料金の引上げが困難
- 更新財源の確保が困難
- 人材の確保が困難

○特に、料金の確保が経営の原点

- 一定の収益性が必要

○料金水準を適正にするために

- 首長・議会・住民に正しい判断をさせる材料を用意する

公営企業も専門人材を育てる必要、行政でも例がある

→ 消防と市町村職員のキャリアパターンの違い

消防本部

総務課

↓↑

予防課

↓↑

警防課

↓↑

救急課

市町村

総務課・税務課・産業課

建設課・住民課・保健課

教育委員会……

↓

水道課

↓

総務課・税務課・産業課

建設課・住民課・保健課

教育委員会……

○消防組織内で異動させて、
経験を積み上げ、人材養成

○数年で異動になるので専門知識は身に付かない

小規模事業の法適用準備

1. 専門業者に全部又は一部を委託する方法
2. アドバイザーの支援を受けて直営で対応する方法
3. 勉強会方式

・移行準備作業をいくつかの工程に分けて学び、作業の指導を受け、作業をして次の勉強会で内容を確認してもらい、それが終われば次の作業にかかる。これを繰り返して完了した成果を最後に専門家に監修してもらって完成させる

4. 複数年度一括で委託する方法

・少人数の事業では専任の担当者を置けない。法適用準備を経常事務を処理しながら取り組まざるを得ない場合、債務負担行為で2～3年の委託契約をすれば受託者が工程管理しながら仕上げてくれる。

・専任職員は置かずに法適用準備業務を一括して専門のコンサルタントに委託した方が安い。委託料は公営企業債(公営企業会計適用債)を活用すれば、その元利償還金に対し建設改良費に準じた普通交付税措置が講じられるので、財政的なメリットもある。

5. 簡易水道が共同で取り組む方法

・法適用準備と水道法の水道施設台帳整備に取り組む。前記3と4を組み合わせて、1つの機関に共同で複数年委託して時間をかけてじっくり取り組む。

水道法の水道施設台帳整備と 簡易水道の固定資産台帳を一緒に取り組む

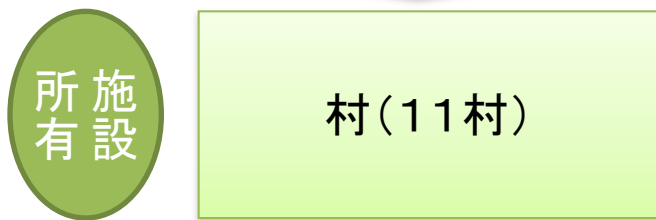
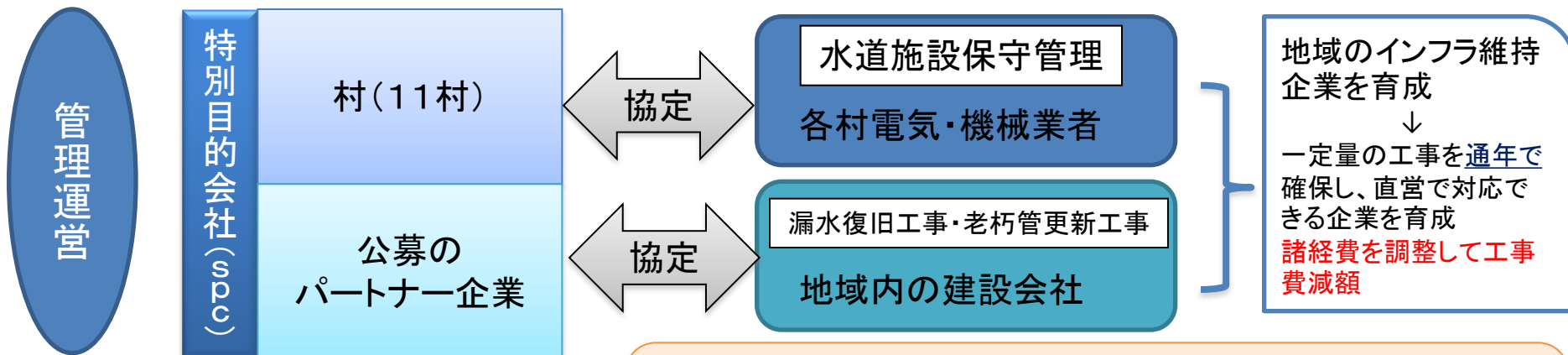
施設調書	管路調書(管渠・弁 栓)	一般図 施設平面図	公営企業会計の 固定資産台帳
水道法(整理期間3年)			地方公営企業法(同5年)
(必須項目) 施設区分,名称,設 置場所,設備名,工 種,設置年度,構造, 標高,数量,能力,	(必須項目) 管区分,地区名,材 質・継手,口径,延 長,布設年度,土か ぶり		資産の区分(土地,施設, 設備,工具・器具・備品) 資産名称,所在地,固定資 産番号,構造・形状寸法・ 能力・用途,リース区分,取 得年月日,所得原因,帳簿 原価,取得財源,耐用年数, 減価償却率,減価償却額, 整理科目,除売却情報
(準ずる項目) 製造会社,施工工 事会社,固定資産 番号,取得価額,耐 用年数	(準ずる項目) 重要度区分,固定 資産番号,取得価 格,耐用年数(弁栓 は回転方向)		(補足項目) 工事番号,契約番号,図面 番号

簡易水道が共同で法適用・水道法の 水道施設台帳整備に取り組む方法

作業区分		作業		A村	B村	C村	D村	E村	F村	G村	H村	I村	J村	K村
		自前	委託											
作業手順														
法適化実施計画・完了報告書			●											
固定資産調査 (委託)	調査準備(文書収集)	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	資産調査		●											
	資産評価		●											
	固定資産データ作成		●											
	システムへの移行		●											
	システム運用		●											
法適用事務手続き (勉強会方式)	庁内関係課係への説明	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	財政部局との調整	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	例規の整備	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議会(委員会)への説明	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	新年度予算編成	●	●											
	会計管理者との調整	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	打切り決算	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	総務省・税務署への報告	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水道施設台帳と法適化・固定資産台帳)の整理			●											

11村の簡易水道事業を共同で管理する仕組み(イメージ)

簡易水道事業の運営を担うベテラン職員が不在で、運営効率の悪い今の状況では、簡易水道事業の維持も更新もできなくなる恐れがある。そこで、インフラ運営を手がける大手メンテナンス企業をパートナーにして、彼らのノウハウを導入して、プロパー職員で専門的に運営する組織を村と県が共同で構築する



水質検査頻度・項目の省略

水道法施行規則15条1項により、過去の検査結果や水源の状況を勘案し、必要に応じて検査頻度を減じたり、検査項目の省略により、**水質検査費用の大幅な削減が見込まれる**

特別目的会社(SPC)の概要

【人員】 各村実職員数から1割程度削減した人員数が目標
(集中管理によるコスト節減効果)
各村からSPCに1年間職員派遣し、現場引継、マニュアル作成し、その後は専門職員で事業運営する体制に移行。
水道施設台帳整備、法適用移行事務は共同で行う

【小規模水道の限界を知る】

・小規模でこのまま運営しようとしても限界、包括委託しても所有責任は村。
非常事態に対処する体制がつかれない、技術は継承できず喪失する。
長期展望もたたない組織では荒波は乗り越えられない。
○最大問題は、カネでなく、水道に責任を感じるひと(人材)がいないこと。

【共同管理して改善策を探る】

・インフラ管理には一定数の人数と良質かつ経験豊富な人材の存在が重要。
・水道は、幅広く総合的かつ高度な知識が求められる。
・技術力、経営力のある人材を集めて考える。
・地域の民間人材(電機・機械・建設)を活かす。村が生き残るための仕掛け

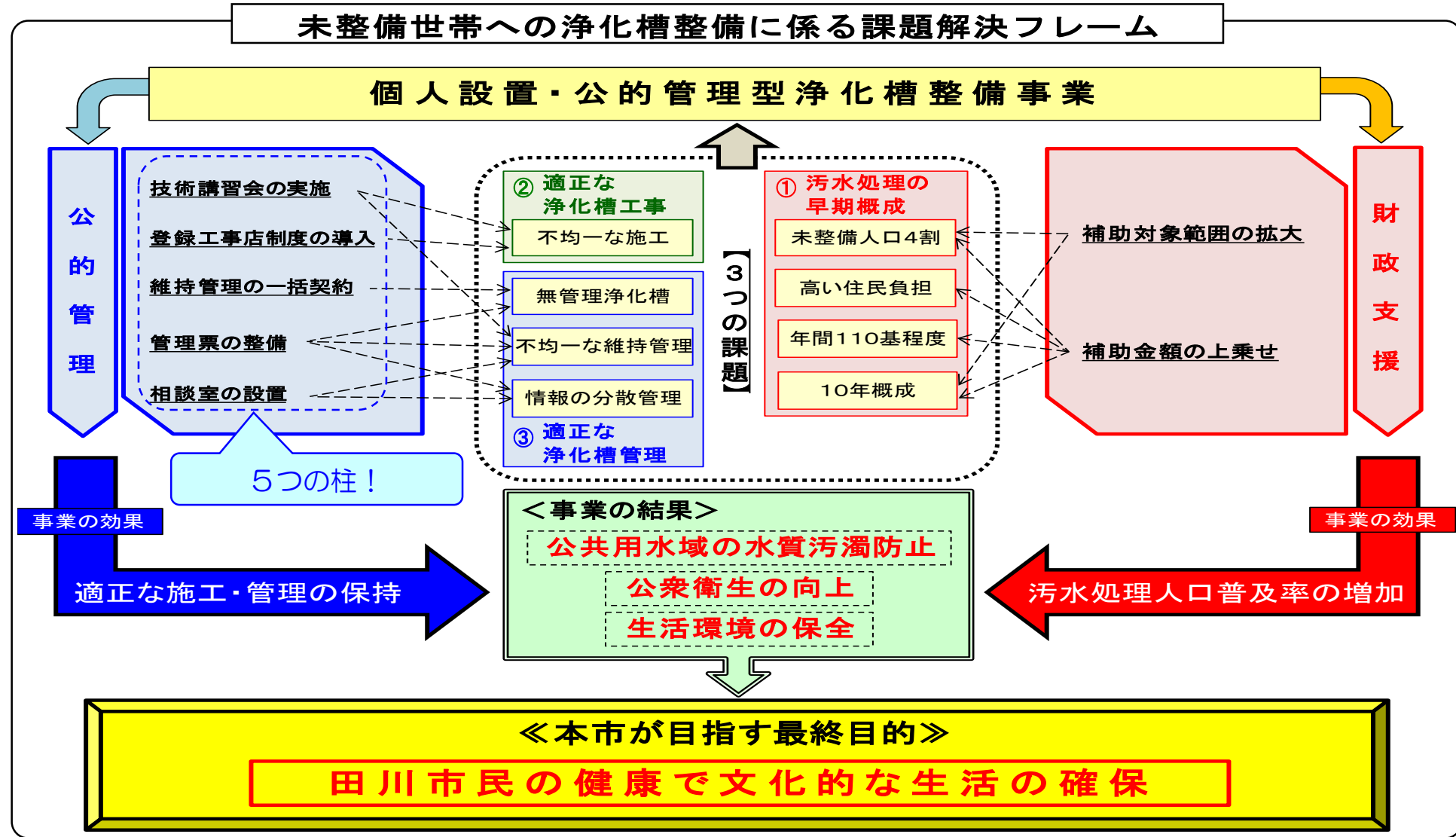
田川市の汚水処理：全域を個人設置・公的管理型浄化槽で対応

田川市(人口約5万人)の汚水処理対策 H28.10～

市は公共下水道も農集排水も実施していない
(流域下水道を計画段階で中止)

市全域を浄化槽で整備

どんな方法で浄化槽を整備？



個人設置・公的管理型浄化槽を整備管理する仕組み：5者連携

